

埼玉地方最低賃金審議会の意見に関する公示

埼玉労働局一般公示第 40 号

令和 7 年 9 月 16 日埼玉地方最低賃金審議会から埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 3 項において準用する同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、埼玉県の区域内で光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第 15 条第 3 項において準用する同法第 11 条第 2 項及び最低賃金法施行規則（昭和 34 年労働省令第 16 号）第 8 条の規定に基づき令和 7 年 10 月 1 日までに埼玉労働局長あて（さいたま市中央区新都心 11-2 ランド・アクシス・タワー 15 階）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和 7 年 9 月 16 日

埼玉労働局長 片淵 仁文

記

埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金の改正決定に係る埼玉地方最低賃金審議会の意見の要旨

埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金を次のとおり定めること。

埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金

1 適用する地域

埼玉県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が光学機械器具・レンズ製造業又は時計・同部分品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者
- (2) 雇入れ後 3 月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1, 177 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和 7 年 12 月 1 日